



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

上場会社名 株式会社 電 響 社  
代 表 者 名 代表取締役社長 藤野 博  
コード番号 8144 東京証券取引所 第二部  
問 合 せ 先 常務取締役 管理本部長 辻 正秀  
(TEL 06-6644-6711)

## 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更のお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款一部変更について決議いたしました。また、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 68 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

東京証券取引所を含む全国証券取引所が、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一する期限を平成 30 年 10 月 1 日に定めましたことから、これに対応するものです。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 28 年 10 月 1 日

##### (4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に記載の株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、当社株式について 2 株を 1 株にする併合（以下「本株式併合」といいます）の実施を本定時株主総会に付議することといたします。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の割合

平成 28 年 10 月 1 日をもって、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式について、2 株を 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 28 年 3 月 31 日現在）	13,330,042 株
今回の併合により減少する株式数	6,665,021 株
株式併合後の発行済株式総数	6,665,021 株

(注)「今回の併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値であります。

④ 併合後の発行可能株式総数

23,667,000 株（発行可能株式総数の変更はございません）

(3) 併合により減少する株主数

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	1,285 名（100.0%）	13,330,042 株（100.0%）
2 株未満所有株主	117 名（9.1%）	117 株（0.0%）
2 株以上所有株主	1,168 名（90.9%）	13,329,925 株（100.0%）

(注) 上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、2 株未満の株式のみご所有の株主様 117 名は、株主の地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 28 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

### 3. 定款一部変更

#### (1) 変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」に伴うものであります。なお、会社法第195条第1項の定めに基づき、株主総会における定款一部変更の決議を経ずに、本定款変更を行います。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株 とする。

#### (3) 変更の効力発生日

平成28年10月1日

#### (4) 変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

### 4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

平成28年 5月13日	取締役会決議日
平成28年 6月29日 (予定)	定時株主総会決議日 (株式併合決議)
平成28年 10月 1日 (予定)	単元株式数の変更の効力発生日
平成28年 10月 1日 (予定)	株式併合の効力発生日
平成28年 10月 1日 (予定)	定款一部変更の効力発生日

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成28年10月1日ですが、株式売買後の振替手続の関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成28年9月28日となります。

以 上